

# 近代所有権と従属労働

## (その三) 所有権の歴史性

### D 封建制 (2)

(労働法意識序説 第十一部)

宇 田 咄 郎

(教育学部・法律学研究室)

## Modern Property and Dependent Labour

### III. On the Historical Character of Property

#### D Feudalism (2)

(Consciousness of the Real Nature of Labour Law. Part 11.)

by Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

#### 四

前述の様に、封建社会における直接生産者＝農奴は奴隷たる身分より解放されたる一定の人格者でありながら、なお、「自由」の否定的契機としての身分的諸規定＝封建的諸負担の形態において〔封建的〕土地所有者＝領主の身分的支配に服する者としては、領主に対しては、近代における如く、平等なる人格者として対立的存在をなすものではない。かかる領主制的支配への隷属性即ち農奴＝直接生産者の歴史的根本特徴をなすものは前記「土地への緊縛」なのであって、これが封建農奴の社会的存在規定性の一般的基本的表現として妥当する。それは封建社会の前後を通ずる社会的労働の存在条件との根本的差異の集約的表現とみられる限りにおいて、封建社会における労働力の歴史的的存在性格は先ずこの規定に拠点を求めて合理的に把握される。よってこの規定のもつ意味を少々みてみよう。

封建的土地保有農民としての直接生産者＝農奴は領主権力（この性質・内容は後述）により土地に緊縛されたる人間としては、居住、移転の自由 *Freizügigkeit* という地域的移動の自由を有せざるのみが、却って、奴隷が物としてそれ自体が売買譲渡されたるに対し、これは生産手段の大宗たる土地とともに相続移転される。自分の人格を自由に処分しえぬ。明らかに近代市民の自由を有しなく、半自由人たるの存在なることを知る。別言すれば、人は物にあらずとするも、労働力＝人格は土地＝生産手段より切断される限り、その再生産——生存権は失われる。かかる自由の否定において〔封建的〕土地所有者＝領主による生産のための労働力と生産手段＝土地・所有の排他的独占の確保がなされ、よって以て直接生産者＝労働力の搾取のための条件がそこに準備される。労働力の生産手段への緊縛は、かくて、直接労働者の搾取のための社会的条件を表現するものとしての〔封建的〕身分的規定であり、且つ左様なるものとして〔封建的〕所有規範＝形式をば構成する——否むしろ実は該所有形式＝農奴制の外皮——。ともかく、土地への緊縛なる労働力の存在規定は、それにつき観察しうる。これら諸事情が〔封建的〕土地保有農民＝直接労働者が土地の封建的拘束の下に存在することを意味する点において、人格的不自由規定なることを承認せしむるに足るである

う。別言すれば即ち、封建社会における社会的労働の形式が（土地を通じて）人格を媒介とする関係に入りこむものとなしうであろう。（尚後述を照合のこと）。

右に示喚したる如く、直接生産者の土地への緊縛は〔封建的〕土地所有者 Oberigentümer = 領主の搾取〔=封建地代表現〕——余剰労働把握——のための社会的条件なのであり、その基礎条件をなすものは封建的農民土地保有〔フーフエ Hufe〕にほかならぬのであって、封建社会の論理構造の一側面をそこに看取しうる。よりて従って、直接生産者たる農奴の存在形態の具体的表現（目に見える現象形態）としての土地への緊縛は、また実は同時に、封建的土地保有の規定するところの・直接生産者による〔生産手段の〕事実上の所有関係を内包するものなることを容易に知るであろう。資本主義社会における「自由な」労働者が契約を媒介として事実上の、生産手段の占有関係におかれるのと異なり、かかる経済的法則の媒介を要せずして、自由の否定的契機として土地へ緊縛されて存在するところに、端的には自由の否定において、事実上の所有関係が内包され、隠蔽される。自由の否定の内的側面として事実上の所有者たることが現象するのである。要するに、封建的生産様式の支配的なところにおいては、直接生産者 = 農民（隸農あるいは独立自営農民ヨーマン Yeoman）<sup>(1)</sup>・手工業者は生産手段・労働諸条件の事実上の所有者（あるいは完全に自由なる土地所有者 freier Eigentümer）として、あるいは労働主体が労働手段・労働対象——労働諸条件との結合において現われる、よりて以て保有地に対し所有権的機能を行行使する可能性を有するのであり、このことは我々のまたの基本的認識とされねばならぬ。<sup>(2)</sup>

さて、労働力の土地への緊縛という、通常示される直接生産者 = 農奴の存在規定が同時に内包する生産手段の事実上の所有関係、あるいはそれとの労働の結合関係という、この一つの社会的労働の歴史的形態より如何なる論定を導き出しうるか。労働主体 = 直接生産者（農民及び手工業者）と労働諸条件との結合の上に立つ封建的支配 = 所有の下においては、先づ——社会的生産における労働力の一般的基本形態は（孤立的・分散的にあらずの意味）、歴史的形態としての資本主義における如く、一般に直接労働者自身にとりて、彼に属する商品の形態をとって現われることなく、あるいは自由なる賃労働であることはない。従って同時にまたそこには資本関係の成立する余地なし、となしうる。蓋し最早纏説するまでもなく（第九部に述べた）、労働諸条件の所有（あるいはそれとの結合）より労働力 = 直接労働者が遊離されたる場合、始めて労働力は自由従って商品となりうるからである。直接労働者は農奴たらず、〔農民〕《Bauer》たるべきである。次にまた——直接生産者が生産手段——労働諸条件との結合において現われるということは、この場合、保有地は直接生産者の労働力の再生産のための自然的労働条件——労働実現のための素材の対象として存在することを意味するものなるが故に、よりて従って、基本的には直接労働者の労働力再生産は保有する土地その他の労働手段（自己労働の実現と生活資料生産とに必要な対象的労働諸条件の彼は所有者である。）によりて、論者の言を借りれば、「いわば現物経済的に実現される」<sup>(4)</sup>といわねばならぬ。このことは、封建的生産様式——封建的土地所有の支配するところにおいては、労働力再生産は近代資本主義社会における如く、商品交換の法則性〔経済の価値法則〕により媒介されることなきことを教えるものにほかならぬ（従ってまた同時に直接労働者の労働力は商品となることはない）。別言すればつまり、資本制的のいい表わし方を予想していえば、そこにおいては、生産手段及び生活資料は資本として労働主体に対して自立化しおらず、生産手段及び生産諸条件の所有者としての領主と労働力所有者としての直接生産者 = 農奴とは商品交換の経済法則を媒介とすることなく結合するわけなのである。（尚〔五〕の註(4)参照）このように、封建的所有形式の支配する封建的社会的再生産は、あるいは生産手段と労働力との結合は、個別的にも全体としても何等の媒介形式を要せざる、即ちその意味における直接的《unmittelbar》の関係におかれていることを知らねばならぬ。労働力再生産が無媒介、直接的に自然的に実現される限り、それが商品交換関係に入りこむことなきは、自明のことに属す

る。労働力再生産——資本家と労働者との結合が契約という特別の法形式を媒介として実現される近代資本主義とはまた明確に区別される。（而してこの直接関係をば媒介する契機は特殊封建的な「強制」=経済外的強力なることは注目せらるべく、後述するところである。）。封建的生産様式の歴史的質——封建社会の合則性——はまことにかかる事情に依存する次第である。

右において、封建農民=直接生産者=農奴は学者のいわゆる封建的土地保有農民〔tenancier〕としては、自己の労働力の再生産のための諸条件の事実上の所有者として、あるいはそれとの結合において現われることを知り、また、その故に労働力再生産は直接的なる関係におかれること、従って彼の労働力は商品とはなることなきを理解しえた。直接生産者の労働力が土地へ緊縛されるということ自体が強ち直接的に、当然にかかる事実上の所有関係を表現するといわんよりは、実はかかる事実上の所有関係は封建的土地保有〔フーフエ〕なる基礎条件の規定するところのものとして、この規定（「緊縛」）の内部に包蔵されてある関係にあるものであり、そのこと（「緊縛」）の直接的意味は、直接労働者に対する領主的支配規定として、前者の身分的隷属=人格の規定を徴表すること、換言すれば、具体的には、封建的土地所有なる社会的条件の下に存在する直接生産者の支配者=〔封建的〕土地所有者による労働力確保（逃亡農奴に対する追求権）=収取支配のための法的手段——領主制規範の一環を形成する要素——たることに存する、といわねばならぬ。「土地への緊縛」は直接生産者の〔封建的〕土地所有者に対する身分的支配隷属の關係のいわば直接的形式的表現とみうるならば、そのことに内的に包蔵されて横たわる・彼による事実上の所有関係こそが我々にとりてむしろ重大なること、上述のところより明らかであろう。

以上簡単に、労働力の封建的社会的存在条件としての「土地への緊縛」なる規定を考察し、そこに内包される。直接労働者による生産手段の事実上の所有関係あるいは労働力と生産手段との結合という規定は特殊封建的な労働力存在形態として注目せらるべく、而してその故に、労働力は直接労働者の所有に属する「自由な」商品の形態をとることなく、労働力再生産——生産手段と労働力の結合——は無媒介、直接的の關係におかれることを論じた。さて然るに、直接生産者=農奴による・この事実上の所有 *Untereigentum* は別註〔四〕の(2)に示す様に、封建的諸権利=負担の課せられたる・自主的ならざる（「自由な」ものでない）いわゆる農民的土地所有なのであって、直接生産者=〔封建的〕土地保有者は土地保有農民たるのその地位において必然的に（かかる封建的諸負担の典型的形態として）賦役=〔封建〕地代<sup>(6)</sup>をば負担すること既に一言したる如くである。然らば、いわば、土地保有権の属性としての直接生産者=農奴の封建的負担たる余剰労働〔=封建地代〕の収取過程——〔価値形成過程〕、総じて封建的生産過程（比喩的表現）——は如何なる形態において遂行され、それは資本主義社会とどの様に対比されうるか。段をかえて、次は、このことに入っていく。

(1) ヨーマンは英国においては法律的には「自由土地保有者」freeholder のみに限定されて使用されるといわれるが、「ヨーマン」または「ヨーマンリー」《yeomanry》の歴史的具体的内容については、R. H. Tawney や Francis Bacon 等に依拠する高橋幸八郎氏の叙述（「近代資本主義の成立」, 37 頁以下）を参照されたい。

(2) 然しこの土地所有が、語の完全なる意味における、しかも自主的 autonome なる・自由なる農民的土地「所有」のものならざることは既述のところよりも了解されようが、特にその点は念のために強調せらるべきである。彼等は本質的には封建的土地保有者としては彼等の有する保有権〔下級所有権 *Untereigentum*〕は既述の如き意味における特殊歴史的内容規定=封建的諸権利 *droits féodaux*〔=封建地代〕を含むところのものとして、これに対しては自己の直上の名目上の土地所有者=封建領主の有する封建的私的所有権〔上級所有権 *propriété éminente, Obereigentum*〕が行使されるという・封建的領主制的支配諸規定=規範の拘束をうくるものであって、学者はこれを（所有権にあらずして、単なる土地保有にすぎざることを主張する者もあるが、多数はこれに対して「所有権」《*propriété*》としての属性を帰して）封建的世襲的な「農民的土地所有」《*propriété paysanne*》として取りあげている（この後段の概念的規定の点は、高橋氏「市民革命の構造」, 42-43 頁による）。よって端的にいえば、直接生産者=農民はその様な自主的ならざ

る農民的土地所有の占有者である（この点、マルクスは、「直接労働者は生産機関及び労働諸条件の『占有者』となっている」といっている〔資本論、第3巻、第47章、高島素之氏訳、下巻、329、332頁〕）。

(3) 「資本関係なるものは、労働者と労働実現の諸条件に対する所有との間の分離を前提とする。」（マルクス、「資本論」、第1巻、第24章、第1節、長谷部氏訳、第1巻 第4分冊、306-307頁）。

(4) 高橋氏、前掲、「革命」、68頁、傍点は高橋氏。

(5) 賦役=労働地代は封建的土地所有の初原的形態としての学者のいわゆる「古典荘園」(typical manor, klassische Grundherrschaft, Villikationsverfassung)の段階における封建地代の形態であって、当時の封建的収取・給付関係の基軸——領主の大土地所有のよりに自己を実現する経済的形態として、既註〔三〕の註(8)の如く、領主の収益の本質的構成要素を成した——をなす。(その給付は週役労働、即ち一週のうち三日(標準的労働日)労働するという形態にて履行される)。而して封建地代はその後形態変化を遂げるが、にも拘わらず、注目せらるべきは、地代そのものは依然余剰労働の唯一の支配的通例的形態として現われること、尚後に〔補説〕する如し。ただ地代形態の変化に応じ、農民の法律的地位の転換が現われるが、これは〔補説〕に廻らし、以下は賦役の段階を焦点として取扱うこと後にふれるところである。

## 五

今更いうまでもなく、資本主義の下においては、社会的生産の一般的基礎形態 Grundform は、生産手段が資本として労働主体に対し自立化しており、生産手段の所有者としての資本家と労働力商品の所有者としての「自由」労働者とは、相互に商品交換の経済法則——契約がその法形式——を媒介としてのみ相接触し、結合し、対立し合うという仕方により構成され、従って、賃労働——労働力の商品性——が社会的生産の基礎をなし、よりにそこにおいて始めて労働生産物の商品形態が——従って、価値法則そのものも——一般化され、貫徹されていることが歴史的経済構成としての資本主義の根本特徴をなす(第九部、〔三〕の註(4)に示すマルクスの言を参照)。然るにこれに対し、封建社会における社会的生産の仕方が資本主義におけるかかる構成をとらざることは、前段に論じたる如く、労働主体 = 〔封建的〕土地保有農民 *Besitzer* が労働諸条件と結合して現われ、その故に労働力再生産が無媒介、直接的の関係におかれる、換言すれば、労働主体と生産手段所有者 = 名目上の土地所有者 *Obereigentümer* = 領主が直接的に結合し、従ってまた労働力が自由なる商品形態をとりて現われざる(註(1)参照)、ことより最早明らかなるところである。然らば労働力再生産——余剰労働の収取過程に現われる・かかる直接性を媒介する契機は何か。農奴制 = 封建的生産様式の下にありては、余剰労働の把握、領有は商品交換の法則 = 契約を媒介としてのみなされる資本主義と異なり、「強制」即ちいわゆる「経済外的強制」*ausserökonomischer Zwang* (この内容・構造は後述) —政治的乃至身分的支配 = 隷属関係——により直接なされるのである。(2) 而して余剰労働の領有における、かかる経済外的 = 領主制的強制による直接性は、ほかならず、直接生産者が生活資料、労働諸条件の事実上の所有者〔保有者〕*Besitzer* として現われること——その外的表現としての労働力の土地への緊縛——に依存するものである。正しくこの場合「所有関係は同時に直接の支配 = 隷属関係(主従関係→河上訳)として *das Eigentumsverhältnis zugleich als unmittelbares Herrschafts und Knechtsverhältnis* 現われ、従ってまた、直接生産者は非自由者として、*der unmittelbare Produzent als Unfreier* 現われる」のである。(4) 労働力再生産——余剰労働の実現の仕方の直接性——社会的生産を貫徹する支配法則としての直接関係は、このようにとりもなおさず、特殊封建的なる媒介契機としての強制・隷属関係を表白することを知る。而して生産諸条件の所有者 = 〔封建的〕土地所有者 = 領主が直接生産者 = 農民 = 農奴に対立する・かかる直接の関係こそ封建時代の全社会構造の、従ってまた「主権対臣属関係」(主従関係)の政治的形態の、一言にしていえば、その時の国家形態の隠れたる根底を示すものである。(5)

尚、ここに左のことを附言する要がある。即ち「強制」は独り余剰労働 = 封建地代の収取過程の側面のみならず、直接生産者の直接の労働過程の側面にも認められることである。現実の労働過程、即ち *Furf* = 農民保有地の経済的実現は直接生産者 = 農民が相互にそこにおいて結合されるところの共同体 *Gemeinde* または

共同体的諸規制=強制 *contrainte communautaire* (G. Lefebvre ルフェーブル)<sup>(6)</sup> により媒介され、且つこれに服さねばならぬ。共同体的強制は個別的直接生産者の私的所有と労働の自由=自律、換言すれば自立的なる・相互に独立の私的労働、端的には直接生産者の独立=孤立化の否定として現われるのである。即ちそこには資本関係の形成されることはないわけである。かくて封建社会においては強制 *Gewalt, Bann and Zwang* が再生産の媒介の契機をなすといふが、高橋氏<sup>(7)</sup>はこれを左の様に表現される。「もしこれを資本主義的に表現するならば、労働過程は共同体的強制によって、価値〔地代〕形成過程は領主制的強制によって、媒介されている。そして両過程の統一が封建的生産過程なのである。」<sup>(8)</sup>（傍点は高橋氏）。

余剰労働=地代の収取=給付が、この様に、〔封建的〕土地所有者=領主の強制即ち直接的支配=その監視と規制の拘束下におかれ、当事者の何等の契約的要素=人格的自律（個性の自由）が認められざることは、収取関係が人格を媒介とする関係に入ることを表示するものというべく、この場合土地への緊縛の実体をなすものは疑いもなく对人的 *persönlich* (*personal*) なる身分的不自由規定なのである。直接生産者=農奴の農奴たる所以のものは、人格=身分的不自由規定、本質的には余剰労働の領主制的強制による収取関係に結合されている点に存するのであり、まことに「強制」は領主=〔封建的〕土地所有者対農民=直接労働者の関係を規定し、従って当然に両者の関係は人格的身分的関係として、資本家対「自由」労働者の関係に対比せしめうるのである。その意味において封建領主=〔封建的〕土地所有者による・その占取・領有の仕方こそが正に封建性を基本的特徴づけるものでなければならぬ。要すればここには左のことが重要視されるであろう。即ち、「強制」の体系の支配するところに、封建的生産様式の特質従ってその故にまた、その様な生産様式の支配する社会における労働力=直接生産者の存在性格が把握される、而して、これらの強制〔領主制的並びに共同体的〕がよりて以て依存するものは直接生産者による生産手段の〔少なくとも事実上の〕所有〔保有〕の規定性——従って、その外的表現としての「土地への緊縛」——なることである。これを換言すれば、強制の体系の解体過程こそは農奴制の解消、つまり直接生産者よりの生産手段の遊離、あるいは自由なる労働の創出の過程をば意味するものであり、而して直接生産者が封建的支配=所有の規定性として生産手段の事実上の所有、あるいはそれとの結合において現われることが、やはり封建的生産様式——労働力と生産手段との結合様式——の第一義的なる指標をなすものである。ともあれ、よりて以て余剰労働の収取——社会的生産は個別的直接労働者の自律の一切の否定の上に、直接的関係におかれる。奴隷労働に現われる・法的決定による物的関係にはあらずとしても、その生産関係の論理構造は半ば奴隷的構成に類する、正しく半奴隷・「農奴」制なのである。

右において封建的社会的再生産の特徴的規定性は、その媒介契機としての強制・隷属関係にあることが知られた。繰返せば、余剰労働の収取は経済外の強制=領主制的恣意 *Willkür*、あるいは政治的乃至身分的支配によりて直接なされる。直接生産者=農奴の人格=身分的不自由性は、実質的には、労働力の直接的存在形態たる労働諸条件の事実上の所有〔保有〕の規定性における彼の余剰労働の収取関係との結合（直接的労働過程と価値形成過程との統一の関係）において把握せらるべく（人間自体が強制により直接に領有〔所有〕され——従って余剰労働力の実現をみない——る奴隷労働と将又資本制的自由労働者と異なる所以）、土地への緊縛なる規定は質的には、それがかかる収取関係を担保する法的手段たることにおいて、人格を媒介とする関係に入るということの本質的意味を理解しうる。このように、生産過程における直接生産者相互間の結合の媒介・維持の契機が強制であり、しかもそこにおける所有者とこれと共同する直接生産者の関係が悉く身分〔主従〕関係なることを思えば、所有権の事実上の主体と結合したる、かかる身分関係の紐帯が破壊されたる歴史的過程としての資本主義生産におけるそれらが一切、商品交換の法則=契約関係によりて決定・規律されるのと基本的相異を示すは自明である。ともかくも、労働力=直接生産者はかかる封建的強制の支配体系に存在し、土地所有者はその余剰労働（=賦役、生産物、貨幣）をば収取する寄生地主であって、そ

の様な土地所有関係が中世〔仏〕に存在した。「強制」に対応するものこそ直接生産者=直接労働者の人格的身分的不自由〔農奴制〕にほかならぬ。別言すれば、経済外支配 Herrschaft の下に於てこそ最も中世的なる「隷属」の姿を看取しうる。奴隷にはあらざるが、直接的関係としてある再生産過程において労働主体は強制=身分的支配——封建的諸規定——に服する者として、人格的自立=「自由な」労働者、即ち権利主体 Rechtssubjektとして存在しない。封建的諸負担=人身的隷属性なる先の論理構成は、厳密には実は、封建的諸負担=規定がかかる経済外強制により支えられることの識認に基づくものである。労働力=直接生産者の封建的土地所有者に対する従属性の封建的形態は凡そ以上の様なところにその真の本質的意味を有する（未だこの段階にありては封建的生産関係は「所有権」秩序としての規制を確認されない、後に明らかにされるであろう）。——封建社会における被支配階級と支配階級との間に横たわる敵対関係——人間による人間の搾取関係はまこと特殊歴史的・封建的形態であり、それはそのまま封建的支配=所有構成の徴表を形成し、従って同時に封建的所有構成=領主的私有の資本制的所有と対比される異質性の基本的条件を規定する。正に〔封建的〕土地所有者=領主と直接生産者=封建農民〔農奴〕との間における支配隷属の関係を規定するものは封建的所有形式=封建的土地所有そのものであり、農奴=直接生産者の歴史的社会的存在性格は封建的土地所有の規定する・〔経済外〕強制に媒介される直接的支配において把握されるものである。

いささか巨視的且つ粗雑に流れたることをおそれつつも、ともかく以上において一応封建社会における直接生産者としての農民の社会的存在性格従って同時に封建的生産様式の論理構造を分析した。而して考察に現われる基本的主体は、封建的土地所有の初源的形態たるいわゆる古典荘園の時代、換言すれば、封建地代の初源的形態としての労働地代=賦役（直接労働——強制労働）を以て余剰労働の支配的なる社会的形態とする段階における直接生産者〔農奴〕であった。蓋しこのことは、既に示唆したる如く、社会経済史的観点もさることながら、とりわけ我々の場合、封建地代の形態変化のみはさしあたり直接的な重要性をもたず、そこに存在する直接労働者の一般的形態即ちやの人格の視角における規定性こそが基本的に直面する对象的課題とされねばならぬこと、別言すれば、封建的生産様式の最も一般的徴表たるものは農奴制たること即ち農奴制=封建的土地所有という論理的規定の承認が前提をなすことによるものであった。かかる立場よりして、封建的土地所有の構造転換に伴う経済外強制の形態変化はやがて歴史学のいう農奴解放 *affranchissement*、あるいは土地の解放 *la libération du sol* を経験するが、その過程に即する〔労働力〕直接生産者=農民の社会的存在の形態変化の問題は、一応我々の直接的論題の外にあるものとして差支えなかるべく、それはむしろいわゆる「近代市民革命」、あるいは「近代資本主義成立」の歴史過程に係る問題としては、（将又、後に〔補説の冒頭〕も一言する意味において）、本稿末尾辺に補説的に論及することが適当と考えるものである。

さてここに至りて我々は最後に残されたる問題を検討する必要に迫られる。即ち我々の当面の主題たる「所有権の歴史性」の問題に鑑み、封建的土地所有権が、土地所有権として、それそのものが人間労働力=直接生産者と如何なる法的関係を有するか、土地所有権そのものの内容が法的に労働力=直接生産者を支配する権能を内包するののかという問題である。より具体的にいえば、封建的土地所有権の事実上の主体と結合したる〔農民=農奴の〕身分上の関係をば、当時の所有権の内容と見るべきか、あるいは所有権とは別個のものとするべきか、また当時の所有権に事実上附着せる種々の制限を所有権そのものの本質を構成するものとするべきか、またはその外部よりの制限と見るべきか、等の諸点が解明されねばならぬ。さすれば、これらの諸点は結局、「封建的所有権」そのものの法律的構成の問題に帰着するといふべく、従って極めて困難なる問題たるを失わなく、さしあたり筆者の独力を以てしては速断しえざるものであるが、然しながら、我々の今の場合、必ずしもこれらの理論に拘泥する必要を認めない。蓋し我々はむしろ、只同一の土地その他の生産諸条件に

関与する人々＝直接生産者＝農民〔農奴〕の関係、他人＝〔封建的〕土地所有者＝領主の物＝土地の利用者＝直接生産者＝封建的土地保有農民〔農奴〕の地位が、何によりて決定されるか、従ってそれが資本主義経済組織の下におけるのと如何に相異なるかを明らかにすれば、前記主題に應えるべく充分なのである。よりてこの考えに立ちて、諸学者の研究を参照しながら、以下筆者の正当視するところを紙面の都合上極く簡約に述べてみたいと思う次第である。

(1) 「自由労働者とは、——」「自分自身の労働力の販売者たり」、「彼等自身は奴隷や農民などのように直接に生産手段に属するものでもなければ、また 自営農民などの場合のように生産手段が彼等に属しているのでもなく、彼等はむしろ生産手段から自由である、すなわち引離されている、という二重の意味においてである。」（マルクス、「資本論」、第1巻第24章第1節、長谷部氏訳、第1巻第4分冊、306頁、用語は訳文通り。尚、第9部〔四〕の註(4)のマルクスの言、同旨）。

(2) 封建的社会形態にありては「土地所有者が他人の余剰労働の直接の領有者として現われ」、「その基礎たるものは社会の一部の他の部分に対する強制による支配 gewaltsame Herrschaft であり、従ってまた、……農奴制または政治的隷属関係 politisches Abhängigkeitsverhältnis である」（Theorien über den Mehrwert, II, 4, S. 451 [hrsg. v. Kautsky], 傍点は宇田。）

(3) 「直接生産者は、自己の生産機関の、自己の労働の現実と生活資料の生産とに必要な対象的労働諸条件の、所有者」であり、「一の独立した生産者として」、「名目上の地主」に対し独立する、「斯かる諸条件の下に、彼等をして名目上の地主のため余剰労働をなさしめるには、如何なる形態のものにしてしる経済外の強制を以てするほかはない。」（「資本論」、第3巻第47章、高島素之氏訳、下巻、330頁、用語は訳文通り）。

(4) 「資本論」、前註(3)と同所、同訳出、同頁。

(5) 「資本論」、前註(3)と同所、同訳、330—331頁参照。

(6) ルフェーヴル、「フランス革命」、第4章 第1節、鈴木泰平氏訳、177頁参照。尚、高橋氏の Hufe-Gemeinde Grundherrschaft なる論理構造による封建制社会の把握の仕方及び右の系列にある各個の概念に対する同氏の理解（前掲「革命」、77頁以下）に対する批判として世良氏、「封建制社会の法的構造」44頁、45頁参照。尚鈴木氏、「封建社会の研究」、339頁以下、155頁以下参照。

(7) 資本関係の形成——資本主義は「自立的な・そして相互に独立的な・私的諸労働」を基点とする（「資本論」、第1巻 第1章 第2節、長谷部氏訳、第1巻 第1分冊、187頁参照）。

(8) 高橋氏、「近代資本主義の成立」、5頁。尚、同氏、前掲「革命」、81—82頁参照。

(9) 次段にふれる如く、本文に述べたる事柄は、余剰労働の給付が生のままの・直接の・労働による労働地代の段階を主体とするが、然し、封建的土地所有の構造転換 Strukturwandel に伴う直接生産者＝農民の法律的地位の変化の分析にあたりては、そこに実現される単なる地代形態の変化よりは、余剰労働の封建的土地所有者＝領主による領有の仕方の変化が重要なること（高橋氏はこれを強調される。前掲「革命」、90—94頁参照。）は留意せらるべく、この意味において本文の趣意は妥当する。尚、地代形態に伴う、直接生産者の農奴より隷農 (vilain franc, Hörige) への転化の過程にみられる経済外強制の形態変化——領主的収取の対人的規制より対物的なる dinglich 土地関係による規制（客体を媒介とする関係）への推移——において農民身分は漸次的上昇を示すことについては何れ補説において約言する積りであるが、この点に関する優れた論考は高橋氏の前掲二著書を参照。

(10) 「封建的経済関係を避くべからざる運命の如く明確に規定したものは、直接的な支配関係だったのである。」（ローザ・ルクセンブルグ、「経済学入門」、第1章、佐野文雄氏訳、岩波文庫版、92頁）。

## 六

封建性を封建性として基本的に特徴づけるものは、余剰労働の封建的土地所有者＝領主による把握・領有の仕方、換言すれば、労働力再生産——封建的生産過程＝様式——は労働力＝直接生産者〔農奴〕が単なる経済的關係＝支配——資本主義における如く——によらず、一種の経済外強制により結合されるところに、その基本的規定性がある。而してそれは領主的私有＝封建的搾取における（労働地代の段階における農奴制を特徴づける）領主の恣意性 Willkürlichkeit——余剰労働＝封建地代をば領主の「随意に且つ絶対に」収取しうる・その様な領主収取の自律性〔直接労働者の自律の否定〕——において具体的表現をとり、且つ典型的に現われる。かかる領主的恣意＝強制による直接的収取関係に結合されるところにおいて、封建的生産過程＝封建的土地所有が土地を通じて人格を媒介とする関係に入ること、人格支配として規定される。直接的収取関係の基礎条件は農民的土地所有〔保有〕である。凡てこれらは既に論じたる通りであるが、然らばかかる直接的収取あるい

は農民的土地所有〔保有〕を確実化し保証するものは一体何か、いうところの経済外強制とは何に基拠するのか、これらは土地所有権そのものに由来し、その内容を成すのか。端的にいて、直接生産者＝農奴の従属性（隷従形態）の法的根源は何であろうか。この問題——土地所有権との関係——は、少なくとも、既に、直接生産者＝農奴の支配隷属が領主制的＝経済外的強制により媒介される、と規定した上は、解答ずみの様である。即ち、土地所有者（領主）＝直接生産者（農民）の関係は土地所有権そのものの本質的内容ならざることを示唆するものであったわけであるが、然らばその関係の規定的根源は何か、最終的にはこれが明らかにされねばならぬ。

さて、それがためには先ず左のことの認識を確認せねばならぬ。即ち、——「端初的直接的存在形態における法」は「生産関係そのものの中にまた生産関係そのものとして直接的に存在する」<sup>(1)</sup>。より具体的にいえば、「…前近代社会においては、近代社会のような機能的な分化が見られないから、ここでは、純経済的とか純政治的とかいった範疇自体が成立しないのは勿論、およそイデオロギーと下部構造とが峻別されないで本質的にからみ合っている。例えば未開社会においてマギーが経済的生産に対して持つ意味と役割を考へて見れば分るように、ここではそうしたイデオロギーと独立した純「物質的」生産を云々することはかえって観念的なのである。その意味で『前資本主義社会では……法的諸形態は経済的諸関連の中に構成的に介入する。ここでは経済的範疇というものがあって……それが法的形態で現われ法的形態へと鋳直されるのではない。むしろ、経済的および法律的範疇はザハリヒに、内容的に相互不可分に織り合っているのである』（G. Lukàcs, *Geschichte und Klassenbewusstsein*, 1923, S. 69）という言葉は、法形態だけでなく、およそ程度の差こそあれ、前近代社会のイデオロギー一般に妥当するといわなければならない<sup>(2)</sup>。かくて、「封建制社会においては、法は、そこにおける法の特殊の存在構造——いわゆる「生ける法」としての存在構造（註(1)としたる部分の言葉を想え——宇田）——のゆえに、〔これまた〕決して単なる上部構造とは断じ得ず、このような法制機構が全体として経済過程の媒介の契機になっていると考えられる。」<sup>(3)</sup>のであり、このようにして封建社会の総過程を統一的に構成してみることが可能なのである<sup>(3)</sup>。これを有体にいへば、既に記したる「領主制的強制（上よりの強制）あるいは狭義のいわゆる経済外的強制については、無論、かかる領主制的強制が発現されるための基柢は、Lehnswesen<sup>(4)</sup>によって媒介される封建社会そのものの軍義的階層序列機構 Hierarchie したがってそれに対応する封建社会の身分的構成 ständische Gliederung であり、かかるものが封建社会を全体として維持し封建社会のかかるものとしての再生産を媒介する源基的なものである<sup>(5)</sup>」ということが再認識せらるべきである。かくして、要するに左の様に主張しうる。「封建制社会においては生産そのものが既に権力によって媒介されており、生産自体が権力関係を抜きにしては考えることができない。……したがって、領主＝農民の関係も決して単なる経済的下部構造〔経済的過程——宇田〕ではなく、〔その内部に領主の農民に対する法的・権力的支配の関係を含む〕ものである。換言すれば即ち封建制社会に於ては経済法則の自立性は見出しえざるべく、いうところの経済外的強制の問題は実にこのような事態の関係において存するのである。以上の認識を確認する場合、よりて尚附言しうることは、我々の趣意たる法律的理论構成の展開にあたりても、経済史的研究をば全然別個の系列におくことは不可能といわんよりもむしろ正当ならずとなしうべく、既にこれまでの論理の行程が自ら暗黙の中に示唆する如く、経済史的研究との統一が試みられねばならぬということである。

本段の問題に対する基礎的認識の要点は凡そ右の様なところにしぼられうる次第である。ともかくこのような訳で、中世の社会関係をば近代のそれより区別せしむる特徴たる・Herrschaftもしくは Hörigkeit なる言葉により現わされる「人と人との隷属関係 Abhängigkeitsverhältnis」——領主 Grundherr〔土地所有者〕＝農民〔直接生産者＝農奴〕の関係——は必ずしも経済関係に基づくことなき経済外支配を含むものなることが最も注目せらるべき点でなくてはならぬ。さすれば、こ

の経済外支配とは如何なる性質・構造を有するか、而してそれはまた何に起源するか。かのドプシュ Dopsch の体系的なる研究以来、通常 Grundherrschaft なる言葉により現わされるところの、〔封建的〕土地所有者＝領主の支配は、土地の支配とは実は性質を異にするところの諸権利、土地の所有という経済事実とは無関係なる、別種の起源に基ずくところの諸々の権利を含む、ものなることが明らかにされたと、経済史家は指摘している。思うにこのことは、荘園制度を始めとする中世における封建的諸現象の理解に役立つ、従ってまた同時に我々の今の課題の、法的理解乃至法律的構成に対し——前述の意味において——決して無縁なる・単なる経済史的概念構成として無視すべきものにあらずして、よりてそのまま導入し、貢献しうるものといわねばならぬ。右によりてグルンドヘルシャフトとは、必ずしも土地所有とは関係することなき、それぞれに起源を異にする諸権利の集合概念なること(従ってそれは土地支配権というよりは、原語をそのまま使用することがむしろ適正なのである。)換言すれば、〔封建的〕土地所有者の直接生産者＝農民に対する、中世特有なる支配権 Herrschaftsrecht は土地所有という経済事実＝過程より導き出されえざることを知る。而してかかる封建的支配権力の由来するところについては、彼此論じる余裕も直接的関係もなき故、ここにはただ、それが国家権力あるいは国王権力とは全く無関係に、独自の政治的法的なる身分より生じたるものと考えられている点のみ指摘するに止めよう。〔尚因みに附言すれば、近代の階級社会が経済支配の社会として特徴づけられるに対し、中世の身分社会はかかる独自の身分的起源を有するところの経済外支配の社会であることによりて特徴づけられうるであろう。〕

かくして、いわゆる経済外支配＝強制とはかかる夫々一定の歴史的起源に由来する包括的なる領主の権力に依拠することを理解する。即ちこの領主権＝強制支配 Bannrecht の特徴は「むしろ単なる私的所有権でなくしてきわめて広範の公法的諸権利を含むところに存し、常に経済的独占のみならず行政財政司法の各分野にまたがる疑似国家的諸権利を形成するところに存する。」のであり、以てそれが中世法秩序の基本的なる構成原理を成すものであって、〔封建的〕土地所有者＝領主の「バンレヒトはわずかにその一部分をなすにすぎない」。領主の支配権は土地所有権のほかこれら各種の公権を併有することによりて成立せしめられる<sup>(9)</sup>、しかも前述の如く、これら諸権利は本来土地所有とは無関係なる別種の起源に発し、グルンドヘルシャフトはこれら互いに異なる諸権利の複合体にほかならぬのである。まことに〔封建的〕土地所有者は直接生産者＝農民に対して経済的搾取権のみならず、行政権、警察権、裁判権等々の如き各種の公的支配権を行使する包括的権力所有者であり、その支配権は単なる私的支配権にあらず、公的性格を担うものである<sup>(10)</sup>。(かくして荘園が単なる経済機構にあらず、一種の政治機構にてもある所以を理解しうる)。この様に領主権の内容は決して単純なる構造をもたぬが、更に注目せらるべきには、その「本質的特徴」は、一般にいわれる領主「裁判権」Grundherrliche Gerichtsbarkeit, justice seigneuriale のうちに要約されるのであり、しかもこの裁判権は封建的土地所有の「属性」であったのである。マイバウム H. Maybaum<sup>(11)</sup>の規定によれば、「裁判権力 Gerichtsgewalt は、いまや物的に土地所有と結合しており」<sup>(12)</sup>、「 Gerichtsherrschaft は 単にその農民の奉仕 (= 賦彼) へのグーツヘルの要求権に対する法的根拠を形成したのみでなく、またかかる奉仕 (賦役) 要求を実際に貫徹する為の本質的な権力手段 wesentliches Machtmittel をも形成した」のであり、ゲーリング Martin Göring によれば、「領主の〔封建的〕諸権利の維持のための手段は〔領主〕裁判権であった。それは封建的収取を保障し、且つ彼にその隷農に対する權威と権力を保持せしめた機構であり、それ〔領主裁判権〕は、封建的構造への鍵 Schlüssel zum feudalen Gebäude である」、更にフォン・ベロウ Georg von Below は、領主裁判権の「全体系の本質を形成する」ものは農民＝直接生産者の「移住の自由 Freizügigkeit の、一般に自由な経済的運動の制限、諸賦課税 Abgaben および勞務給付 Dienste への請求権」である、と明確に指摘し、アシュレイ W. J. Ashley に従えば、領主経済

及び土地保有を確実化するものは領主＝土地所有者の領内において行使する、この領主裁判権であり、農民＝直接生産者に対して課せられる司法的警察的義務規定である。つまり、領主裁判権は現実の領主権力の源泉であり、領主の〔封建的〕諸権利——土地所有の独占、賦役の要求及び労働力確保＝土地への緊縛の法的基礎を成すとともに、同時にまたこれらの実現・維持のための保障を構成するもの、いかえれば、そのための〔経済外的〕「強制」＝「強制」のいわば集中的表現とみうるのである。

封建的土地所有における「経済外的」権力とは実にかかるところに真の意義が存するのであり、右のところにおいてそれは正確に看取せらるべく、而してまた「経済外的」強制とは、この様な経済外的権力〔＝領主裁判〕にその外的権力の法的拠点をもちにほかならぬのである。要するに、個別的なる領主制的強制＝支配の法的基礎を成すものは領主裁判権であり、しかも裁判権に集中的に表現される領主権〔＝経済外的権力〕は、上述の要約の言葉より明らかなる如く、実は土地＝生産手段〔のみならず〕および人＝労働力に対する包括的支配権であり、土地所有権はその一構成要素を成し、その一面なることを確実に認識すべきである。してみれば最早、直接生産者＝労働力に対する支配権能は法律的には〔封建的〕土地所有権そのものの本質的内容を成すものにあらざるや自明のことに属するであろう。〔封建的〕土地所有者対直接生産者の関係を規定するものは、かかる包括的なる・領主裁判権的「経済外的」権力に法的根拠をもつ「強制」なのであって、土地所有権そのものでは決してない。「身分的＝法律的諸関係」の土地所有関係への編成 *Einspannung* の一部を成すものは正に領主裁判権であり、かかる領主の経済外的強力が直接的に根差すものは〔労働〕地代收取に基礎をもつ農奴身分規定（前稿〔三〕の註(8)）そのものなのである。「裁判権との結合における〔封建的〕土地所有〔権〕」、——この様な〔封建的〕土地所有の規定＝領主的私有＝支配の下に隷属せしめられるもの、——そこに封建社会における直接生産者＝労働力・農民〔農奴〕の端初的姿容が看取される、というがよいであろう。即ちこれを補説（立証）すれば、右に示唆する如く、領主裁判権の〔封建的〕土地所有との結合性〔属性〕の個別的形態——個別的領主支配＝強制——が最も特徴的に表現されるは農奴身分規定に関する場合であり、例えば、既述したる、諸賦課租の土地所有者による収取における恣意的なる規定＝関係は領主裁判権と切離しては理解しえず、封建的搾取に於る「恣意」性の直接の保障はこの裁判権的領主権力に帰属すると考えられるのである。

以上。——中世封建社会における土地所有者の有する *Grundherrschaft*（封建的支配）は土地所有という経済的過程よりは導き出されざる、それとは別個の根底を有する諸権利の集合概念としては、近代所有権とは異質のものたるや明白なることを知りえた。〔封建的〕生産関係における生産手段所有者対労働力所有者の関係は土地所有＝経済関係とは無関係なる諸種の経済外的権力の行使を含むことによりて、詳しくは、近代における賃小作関係（民法601条参照）の如く、土地所有者は単に土地を貸与してその使用・収益をなかしめ、小作人は単に地代を収納するという如き関係においてならず、ここには賦役（直接労働）によりて所有者が直接生産者＝借地人の労働力を拘束し、あるいは領主裁判権によりて実現される経済外支配を行使するところにおいて、またこれを法的にいえば、一つの法律行為としての契約関係においてならず、社会的強制力を有したる隷属関係を形成するところにおいてこそ、正にその関係が「封建的」である所以が存する。土地に緊縛されたる労働力＝人格が土地を通じて必然的に土地所有者＝人格に隷属し、または直接生産者＝不自由民がその身分的に不自由なることの故に諸種の支配 *Herrschaft* の下に隷属せしめられるということは、いずれもかかる社会的・法的強制力による強制関係なることが留意されねばならぬ。一言にしていえば、〔封建的〕土地所有機構の内部において、かかる領主裁判的経済外権力に法的拠点をもち経済外支配に服するところに、直接生産者の正に最も中世紀的なる「隷属」の姿を看取しえ、従って、かかる形態において彼は従属者として現われるというべきであ

る。

- (1) 川島武直氏、「所有権法の理論」、14頁。（傍点は川島・宇田）尚、同氏、「法律の物神性」、大学新聞、昭和22・4・16号参照。
- (2) 丸山眞男氏、「日本政治思想史研究」、あとがき、5頁以下、傍点は宇田。
- (3) 世良氏、「封建社会の法的構造」、14頁。
- (4) 高橋氏、前掲「革命」、84頁参照。
- (5) 同前、同所、傍点は高橋氏。
- (6) 世良氏、前掲書、14頁。尚、鈴木氏、「封建社会の研究」、11、39頁参照。
- (7) 鈴木氏、前掲書、319—320頁参照。「大土地の所有者が必ずしもすべてかかる封建的支配〔Herrschaftsrecht—宇田〕を所有しておらないという事実は、かかる支配権が土地から発生するものでないことを立証しているといえる。」（鈴木氏、前掲書、324頁）。尚、同書、388頁以下参照。
- (8) この点、鈴木氏、前掲書、321頁以下、389頁以下及び世良氏、前掲書、34頁以下参照。
- (9) 鈴木氏、前掲書、391—392頁。
- (10) この点につき尚、ルフェーヴル、前掲書、第4章、第1節、前掲訳、173—174頁参照。また世良氏、前掲書、36頁、高橋氏、前掲「資本主義」、91頁、「革命」、85頁参照。
- (11) 同前、同所参照。
- (12) 「封建時代には戦争及び裁判における司令 Oberbefehl が土地所有者の属性 Attribut であった」（「資本論」、第1巻第11章、長谷部氏訳、第1巻第3分冊、42頁）、と「あたかも同じく、産業における司令が資本の属性である」（同前）。領主裁判権は本質上荘園経済のあらゆる領域（生産、流通）にわたりて貫徹され（註10の諸所参照。高橋氏、「革命」、86頁参照）、前稿〔三〕の註(8)に記す農奴身分規定の個別的形態は、かかる裁判権に要約される領主権力が荘園＝封建的土地所有の機構の内部において果す役割（その具体的実現の表現）を示すものにはかならない。
- (13) 高橋氏、前掲「革命」、88頁における、H. Maybaum, Die Entstehung der Gutsherrschaft im Mecklenburg, 1926, SS: 127, 84, 129—30. の引用及び同氏、「近代社会成立史論」、38頁における、M. Göhring, Die Feudalität in Frankreich vor-und in der Grossen Revolution, 1934, S. 41. の引用による。傍点は宇田。
- (14) 高橋氏、前掲「近代社会」、38頁における、von Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters in ihren Grundzügen, hrsg. v. Friedrich Lütge, 1937, S. 82. の引用による。Ashley, The Economic Organization of England, P. 12.
- (15) Below, 前掲書、54頁（高橋氏、前註書、39頁、40頁の引用による。傍点は宇田）。
- (16) かくて荘園経済（Grundherrschaft）は既述の如く、同時に一つの法的社会機構を形成し、一個の独立なる社会秩序たるの機能を担う。「封建社会においては『國家』、『社会』とは全く未分の形で存在していた」、「個人（または団体）と個人（または団体）とのつながり」、「すなわち社会関係の総和がそのまま封建社会の國制（Verfassung）を形成していた」（Th. Mayer, O. Gierke の叙述による、世良氏、前掲書、24頁、28頁の註(9)参照。）典型的には、完全なる無権力社会として現われるとされる近代市民社会〔自体〕における直接生産者＝労働力の社会的関係＝存在形態とは明瞭に区別されるであろう。

## 七．〔結 語〕

封建制は何処においても自然経済（農業）を基礎とし（奴隸制の廃墟の上に発生したる封建性は自然経済への一層の後退であった）、生産関係の核心は領主の大土地所有＝封建的土地所有と農奴、または農奴的農民による土地の零細耕作のうちに表現される。そこにおける基本的階級は領主〔＝土地所有者〕と農奴〔＝直接生産者〕とであり、この両者は収奪関係を通じて支配被支配関係を成立せしめる。しかして封建的労働力搾取の根本的特徴は、土地が生産手段の基本をなすこと、直接生産者＝〔封建的〕農民は生産手段乃至労働諸条件の事実上の所有者であり、〔封建的〕土地所有者＝領主より労働力再生産に必要な土地の配賦をうけたること（従って独立の経営主体たる地位を許容される）直接生産者は〔封建的〕土地所有者に対し経済外的及び法律的隷属の下におかれたること、に要約される。かかる〔封建的〕所有・支配関係を基本として〔封建的〕生産関係が成立するが、その法的保障は強大なる裁判権の領主権力であり、これは〔封建的〕土地所有に包摂される属性でもある。エンゲルスは、中世の封建國家は政治的権力の地位を土地関係によりて編成されたるものであり、そこにおける政治情勢は土地所有の大きさによりて決定された、と記し、マルクスは、ヨーロッパの如何なる国においても、封建的生産は可及的多数の臣民の間への土地の分割によりて特徴づ

けられる、封建的領主の権力は、何れの主権者のそれと同様に、彼の地代帳の長さにてはならず、彼の臣下の数に立脚しており、而してこの数は自營農民の数に依存した、といっている。「土地」こそが一切の封建関係を規定するものであって、労働力 = 直接生産者〔農奴〕は「領主に属するよりもむしろ土に属した」(クール・セル・セヌイユ Courcelle Seneuil) と規定され、あるいは「徭役や納貢は実に人間が行うのでなく、土地が行うのである」(ローザ・ルクセンブルグ)<sup>(3)</sup> と表現される、ことはこのことを裏書するというべく、「凡ての権利は土地に隷属せしめられる」<sup>(4)</sup>(ギールケ O. Gierke) といわれるところこそ、封建制度の最大の歴史的徴表が見出される。要すれば、労働力 = 直接生産者は〔裁判権との結合における〕土地所有の規定を通じて荘園行政の絶対的主人 = 領主〔土地 = 生産手段所有者〕に従属する。然らばかかる封建制的経済組織における生産手段の支配と労働力の統制とは如何なる法律的構成をとるであろうか、これまでの考察を通じて次の様に要約し示されるであろう。――

裁判権的領主権力 (Herren Gewalt) は土地〔生産手段〕及び人〔労働力〕に対する支配を含む意味における包括的な支配権 = 政治的支配権たる内容を有する。封建的土地所有〔= 荘園 Grundherrschaft〕は土地の支配と人的支配の合体において規定され、人的支配・奉仕は悉く土地との結合なしには理解しえない。即ち包括的領主権力は物的側面において土地の支配として、人的側面において人の支配として現われる<sup>(6)</sup>。かかる意味において、領主の生産手段 = 土地の支配権は包括的領主権力の一構成要素にすぎず、土地所有権は前者即ちこの領主権力の物的側面にすぎぬ、而して後者即ちその人的側面が労働力の支配 = 統制として現われる。労働力統制は、第一に賦役 = 余剰労働 (領主本領地の耕作) 等の要求、第二に直接生産者の必要労働 (保有地耕作) の規律、の形態をとる。荘園の自給自足体制〔封建的土地所有〕はこれ (両者の統一形態) によりて維持され、これを現実に保障するものこそ領主裁判権である。かかる労働力支配は、前述の意味において、土地支配を結合したる身分的一般的支配権力の一面を成すことが就中注目されねばならぬ。要するに、生産手段及び人間労働力に対する支配権力は凡て強大且つ包括的な領主権力 = 裁判権にその根源を發し、従って労働力に対する支配権は、土地所有権自体に固有の本質的内容を成すものにあらず、従ってそこに根源をもたざること明らかである。

〔封建的〕土地所有権と労働力の間には法的に必然的に直接的本質的關係の存せざること上述より最早自明であろう。〔土地〕所有権自体に既に一種の政治的 = 経済外的権力が支配介入する。土地支配権——所有の「自由」——には政治的・身分的關係が結合する。土地所有者 = 領主の土地 = 生産手段に対する (現代的センスを以てする) 法律的名義の如何は、上述の理論構成を承認する限り、問題 (労働力及び生産手段・支配) の本質的解明 (従ってまた封建制の特質の理解) のためには左程の影響なき様に考えられるであろう。封建的所有権は、既述のごとく、数多の中間者の介在し、多数人の「分有」におかれ、しかも諸種の負担を荷負う、その様な複雑なる關係にあることを想えば、我妻教授の主張される様に、少なくともそれが近代所有権と同一の排他的絶対的支配権となすことは承認しがたきものであろう。将又、土地所有権と領主裁判権との結合の規定において、労働力支配の強制手段がこの裁判権なること、土地支配権は夫々別個の起源を有する諸権利を包括する領主権力の一物的構成要素なること、よりすればこのことは思い半ばにすぎるともいふべきか。換言すれば封建的所有権は政治的身分的支配との結合において現われ、従って、それ自体本質的に「單純にして自由なる所有権」として現われない。而してその故にまた無論土地所有者 (領主) = 直接生産者 (農民) の關係は封建的所有権それ自体の本質的内容として、これより導き出されうものではない。土地所有者の土地の利用者たる直接生産者の地位 —— 支配隷属諸關係 —— は、資本主義における如く、全く所有者の意思によりて、従って所有権の内容として契約關係により決定されず、身分的構成に發現の基底をもつ経済外的強制〔= 経済外権力〕により決定・権実化され、それが土地

支配と結合する一般的支配権力の内容を占める。

かくして要するに、労働力=生産者の社会的地位(身分的=法律的諸関係) に対しては封建的〔土地〕所有権は法的に必ずしも本質的關係を有しなく、労働力と生産手段は、所有者との個別的合意=契約によらず、領主裁判権に表現される経済外的権力に直接的法的保障をもつ強制を媒介として結合される。別言すれば、直接生産者〔農奴〕は裁判権を属性とする土地所有なる封建的範疇——Grundherrschaftの機構——の規定を通じて特殊封建的に、特殊歴史的従属性=社会的存在性格をば現わしめるわけである。(正しくかかるところに、封建的所有關係—封建的生產様式の歴史的規定性を把握しえ、封建的生產關係はかかる合則性を通じて反覆されるのである。)

- (1) エンゲルス、「家族・私有財産・國家の起源」, 第9章, 水野氏訳, 212頁。
- (2) 「資本論」, 第1巻 第24章 第2節, 長谷部氏訳, 第4分冊, 311頁。
- (3) 石浜知行氏, 「資本主義成立史」, 100頁の引用による。
- (4) ローザ, 「経済学入門」, 第5章, 佐野氏訳, 316頁。
- (5) Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. I, S. 153 f. を引用する, 我妻栄氏, 「近代法における債権の優越的地位」, 242頁の註(4)による。
- (6) 同旨ギールケ, 前掲書, 前註同所, 我妻氏, 前掲書, 前註同所参照。
- (7) 我妻氏, 前掲書, 14頁の註(4)。

### 〔補 説〕

前資本主義的社会構成に関する〔我々の〕考察は以上を以て終った。従って主題の意図に鑑み、これ以上奴隷制までの形をふみて、資本主義への發展過程を本紙に記す必要はない。ただしその代りに、直接生産者=労働力の地位——社会的關係の解放状態に関する極く抽象的形態を辿りて、近代の入口への橋掛けとすることは敢えて無意義でもあるまい。「補語」とする所以である。

封建社会が土地を主要なる生産形態とするというとき、その「土地」概念の中には、実は自然的土地のみならずして、その土地の上に労働力を加える耕作者農民=直接生産者〔農奴〕が含まれるということは、「土地への緊縛」なる規定や、〔結語〕の冒頭辺が既に教えるところであった。半自由民 halbfreier Bauer としての農奴=直接生産者は正に、人間であるよりも、むしろ家畜に近きことも既に知った。然し、かかる一部の人間の非自由は単純なる法律的構成をとらず、〔封建的〕土地所有者=領主は広汎なる領主権力保有の下、荘園住民に対し、立法者として、徴税者として、裁判者として、君臨し、直接生産者たる農奴は主権者=領主のかかる経済外的強力に服する従属者であった。しかもかかる経済外的権力——政治的・身分的支配は〔封建的〕土地所有者〔権〕と結合して、荘園経済の全領域を支配した。然るに、この様な社会的生産關係は未だに原生的にして発達幼稚なる諸状態に依存するものとしては、そこには「伝統」が勢力過大なる役割を演じたが、やがて生産方法は、所有者の「単なる偶然乃至專擅」より相対的に解放され行く形態へと推移し、習慣と伝統とによりて与えられたる現存制限をば、漸次、法律上の制限として固定せしむることが支配者=土地所有者の利益として意識されるに至る。即ちフランスにおいては、封建的土地所有の構造転換に伴い、直接生産者の余剰労働は労働地代→生産物地代→貨幣地代と形態変化を見せ、土地所有者対労働力所有者の収取給付關係を支配する経済外的強制的形態またこれに適応的に変化し、而して同時に直接生産者の地位も必然的に推移する。されば我々もまた「資本論」に典拠を求めて、その第3巻第47章「資本制地代の発生」におけるマルクスの地代形態変化に関する叙述の要所を抜萃し、一先づこれを参照しよう。——

「労働地代から物納地代への転化は、……地代の本質に何等の変化も与えない」。即ち、「旧来の労働地代形態に於けると同じく、この物納地代に於いても、地代なるものは余剰価値随つてまた余剰労働の通例の形態となっている。語を換えていえば、それは直接的生産者が無償で、實際または強制的結果——この強制はもはや、旧来の凶暴な形態で彼れに対立するものではないといえ——彼れの最重要労働条件たる土地の所有者に給附せねばならぬ全超過労働の通例の形態となっている。」「ただ土地所有者はもはやこれを直接その現物形態では受けずそれが実現されて行く生産物の現物形態で受けるという点が違うだけである。」然しながら、「それは左の点に於いて、先行地代形態(労働地代—宇田)から区別される。即ち、この地代に於いては、余剰労働はもはやその現物の姿では、随つて又は彼れの代理者に依る直接の監督及び強制的の下には、給付せられなく

なり寧ろ直接的生産者は、直接の強制に依っていたところを事情の力に、鞭を以てなされしめられていたところを法律上の規定に駆りたてられて、自分自身の責任の下に余剰労働を給付せねばならなくなるということ。

「……この関係に於いては、直接的生産者は多かれ少なかれ、自己の全労働時間を意の儘に処理する。……生産者自身のためになされる労働と、土地所有者のためになされる労働とは、もはや時間的及び空間的に画然とは区分されない。……労働地地の場合に比較すれば、生産者自身のための超過労働——その生産物は、彼れの必須的諸慾望を充たす生産物部分と同様に、彼れ自身の所有に帰する——の時間を獲せしめる一のヨリ大きな余地が与えられる。同様に、この地代形態は、個々の直接的生産者たちの、経済的位置の上に、ヨリ大きな区別を生ぜしめる。少なくとも、その可能が与えられる。と同時にこの直接的生産者が彼れ自身また他人の労働を直接搾取すべき手段を獲る可能も与えられている」。

「〔茲に〕金納地代というのは、かの資本制生産法に基礎を置くところの、平均利潤以上に出づる一の超過分に過ぎざる産業上又は商業上の地代からは区別したものであって、物納地代の単なる形態転化から生ずる……地代を指すのである。この地代形態に於いては、直接的生産者は生産物ではなくその価格を土地所有者（國家たると一の私個人たるとを問わず）に支払わねばならぬ。……が、物納地代の転化せる形態としての、且つそれに対立せるものとしての金納地代は、曩に考察した地代種類——即ち、余剰価値と生産諸条件の所有者のためになすべき不払余剰労働との通例の形態としての地代——の最終形態たると同時にまた、それが解体に帰して行く形態でもある。……」

「金納地代の成立と共に、土地の一部を占有して耕作する農民と土地所有者との間の伝統的、習慣法的な関係は、成法の不動的な規定に依って定められた一の契約的な純粹の貨幣関係に転化される。斯くして耕作に従事する土地占有者は、本質上単なる小作農業者に過ぎぬものとなる。この転化は、一方に於いて、他の一般的生産事情が許す限り、旧來の農民的占有者たちから次第に土地を収奪して、代うるに一の資本家的小作農業者を以てすることに利用されると同時に、他方にはまた、旧來の占有者をば代儀に依って地代支払義務から解放し、以て彼れ自身の耕作地を完全に所有する一の独立農民に転化するという結果に至らしめる。……」

「更に、地代が金納地代の形を採り、それと共にまた、地代を支払う農民と土地所有者との間の関係が、契約的關係の形を採るに至るや否や……その結果として従來農村の制限の外部に立っていた資本家たちに対する土地の小作賃貸が必然に行われて来る。彼等は今や、都会で獲た資本と、すでに都会に發達していた資本制経営様式、即ち生産物を単なる商品として、また余剰価値占有の単なる手段として造ることを目的とする経営様式とを、農村及び農業の上に移転する。この形態は、封建的生產方法から資本制生產方法への推転に当り世界市場を支配していた諸國に於いてのみ、一般的の定則となり得る。……」<sup>(2)</sup>

これによりて観るに、地代形態の変化は我々も既述したる如く、封建地代の本質に対する変化を意味せず、それは直接的労働が実現したる形態またはその価格の形態において、依然、その余剰労働をばそのまま土地所有者に直接給付することには變りはない。然りとはいえ、ともかく、余剰労働を、生の・直接の・強制労働の形において収取する体系は解消して、(封建的土地所有の構造転換)、生産が直接生産者の手中に漸次全面的に移行したることは、彼は直接生産者たると同時に自ら、經營者たるに至りたることを意味する。「強制」の形態——收受支配の仕方——も自らこれに適應して変化し、従って直接生産者の法律的地位もまたこれに即應して推移する、ことは上記引用文により明らかである。

従來、直接生産者自身の生産に対し「攪乱」的たる（マルクス、前註同所、訳、334頁）土地所有者＝領主的「恣意」と「偶然」の介入支配——領主またはその代理者の直接支配＝監視と規制——より、直接生産者は解放を受け、尚片務的とはいえ、契約的 *vertragsmässige* の関係——「契約に基づく自由なる小作権 *vertragsmässiges, freies Pachtrecht* (Karl Lamprecht) ——に入る。これ即ち收受支配の仕方の法的規制及び秩序化の過程として、〔経済外〕強制的形態の明らかなる変化を示す。直接生産者の封建的負担は今や直接の「暴力」より法的に「一定の」*fest* ものに規制され、その限りにおいて、まさに領主制的收受支配は「对人的」*personlich* なる諸規定より、「対物的」*dinglich* なる諸關係に推移したることを理解しうる。ともあれ、土地所有者の關係が契約的關係により規制され来り、而してかかる契約關係が習慣または成文法なりの、ともかくも法的形態をとることは注目されねばならぬ。このような關係の力〔事情の力——マルクス〕によりて、直接生産者は今や自己の責任において余剰労働を給付しうることになるわけである。かくして、直接生産者〔農奴〕の地位は、土地の隷屬（土地の附屬物——「土地への緊縛」）より切離されたる「自由

な」ものとなり、而してまた土地所有者＝領主の土地支配権は、従来これに結合したる身分的關係を剪除して、自由に利用しうる内容のもの——即ち純粹なる物的支配——に近づいた。<sup>(5)</sup>

〔労働力〕人格＝身分の不自由規定、従って領主的恣意による収受關係に結合されたる農奴の身分的諸關係は最早人格にあらず、土地（客體）を媒介とする關係——「純粹なる」土地所有＝支配規定へと転化する。——していえば、「人間」關係→「物的」關係であり、明らかに直接生産者の人格的自律＝個性の自由が現われる。いわゆる「農奴」より「隸農」Hörige, vilain franc への転化である。歴史学のいう「農奴解放」affranchissement, Bauernbefreiung はかかる発展の成就にほかならず、よって農奴は一応自由なる農民に転化し、アンシャン・レジームの農民は大部分身分的に自由であり、農奴は例外的存在であった。封建的諸權利＝負担を屬性とする「農民的土地所有」をば、領主制的規範（と編成——共同体的規制＝強制）＝封建時代より解放し、真に自主的・自由なる農民の土地所有への転化の遂行こそ、農奴解放なのである。直接生産者＝農民は身分的に自由民として、その土地〔尚一定の制約はうけるが〕自由に処理する能力をもつに至る、——直接生産者の所有と活動の自由の確立、換言すれば農業経営における「債権關係の拡張」がここにみられる。かかる封建的土地保有の解体の過程より資本＝賃労働の基礎關係が形成され行き、直接生産者＝農民は産業資本家と賃労働とへ近代的分化を開始する。封建的生産諸条件〔共有契機と農民的土地保有の条件・屬性〕の消掃——封建的土地所有の解体——の上に資本制生産が、従ってまたそれに適応なる土地所有形態——近代的土地所が創出・形成される。

かくして、人間労働力は生産手段より分離し、同時にまた、中間的介在物の存在し、政治的身分的支配と結合する、紛糾したる土地所有権は分裂的契機一切の断切・消掃をうけ、「單純にして自由な所有権」Propriété pleine et libre へと転化する。「人の解放」と「土地の解放」なる18世紀の「理性」は、終に史上有名な「八九年の革命」の終局を以て勝利を占め、封建制度＝アンシャン・レジームはここに全く「完全に廢棄」され *destruit entièrement le régime féodal*, よって以て近代市民社会への創造的課題は果して終えられた。まことにフランス革命は人の解放のみならず、実に所有権をも解放した。「八九年の革命の象徴」(G・ルフェーヴル)として、フランス國民議会の採決したるかの「人間及び市民の權利の宣言」が「本質的にアンシャン・レジームの死亡証書」(オーラル)として、封建制的身分的制限を撤廢し、人間個人の「自由」の法的保障を確立したる人類の歴史的画期を占め、よって人類の歴史的意志を發現する、「政治的なしかもまた社会的なデモクラシーのチャーター」(ルフェーヴル)とされる所以を吾人はここに見るであろう。「七月十四日より八月四日にいたる革命の所業の要約であり、宣言の他の規定は、いわば、その単なる註解乃至は説明」(ルフェーヴル)にすぎず、その第一条はげにも高らかに「宣言する」、——

「人は生れながらの自由にして平等なる權利を有す。社会上の差別は、公共の利益のためのほか作ることを得ず」。

(1) 「資本論」, 第3卷 第47章, 高島氏訳, 第3卷 下卷, 332頁参照。

(2) 前掲訳同前, 332—338頁—傍点は宇田, 用語は訳文通り。

(3) K. Lamprecht もこのことを承認する(我妻氏, 「近代法における債権の優越的地位」, 279頁の註①及び230頁の註②の紹介による)。

(4) 我妻氏, 前掲書, 257頁参照。「荘園制度の變せんにおける自由の拡張と債権關係の拡張」及び「農民解放」の意味・内容について我妻氏の叙述するところ, 前掲書, 272—282頁参照。尚農奴解放の過程の構造分析につき, 高橋幸八郎氏, 「近代社会成立史論」, 第2篇参照。

(5) G・ルフェーヴル, 「フランス革命」, 第5章 第2節, 鈴木泰平氏訳, 215頁。

(6) ルフェーヴル, 前掲書, 同前, 前掲訳, 219頁。

(7) ルフェーヴル, 註(5)同書, 同所, 前掲訳, 228頁。

### 本稿主要参考文献

前稿にかゝげたもののほかに尚次のもの——

川島武宣氏「法律の物神性」, 大学新聞, 昭和22・4・16号。

丸山真男氏「日本政治思想史研究」。

ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」, 佐野文夫氏訳, 岩波文庫版。

Theorien über den Mehrwert, III (hrsg. v. Kautsky)。

